

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

令和5(2023)年度
5号(通算417号)
令和5(2023)年11月2日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、と都道府県・指定都市社協に電子メールでお送りします。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428
(E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆…今号の掲載内容……………この目次は本文にジャンプします…◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報 …… 1	
1. 【障害関係団体】34 団体が緊急要望集会—10月26日、衆議院議員会館で	1
2. 【厚生労働省】「合理的配慮の求め」は宿泊拒否できない—改正旅館業法円滑施行の検討会が指針案	2
3. 【内閣府】障害者政策委員会10か月ぶりの開催 新委員長に熊谷晋一郎准教授	3
4. 【総務省ほか】マイナンバーカード、暗証番号なしに関するお知らせ	3
II. その他の関連情報 …… 4	
1. 【内閣、厚生労働省】10月20日より実施—「年収の壁・支援強化パッケージ」の対応策	4
2. 【研修・セミナー、イベント紹介】	
(1) 「第45回総合リハビリテーション研究大会」(締切間近：11月6日)	5
(2) 映画上映会 ①11月23日(木・祝)東京 『チョコレートな人々』—自主上映会もできます	5
②11月26日(日)札幌 『僕とオトウト』—自主上映会もできます	6
3. 【事業助成・研究助成】	6
(1) 清水基金「国内研修事業」参加者募集(申込締切：11月16日)	6
(2) 車両競技公益資金記念財団(応募締切：11月30日必着)	7
(3) 日本社会福祉弘済会(応募締切：12月15日)	7
(4) 洲崎福祉財団(応募締切：12月23日)	8
【書籍紹介】障害分野記事も毎号—総合専門誌『月刊福祉』(毎月6日刊行、全社協)	8

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【障害関係団体】34 団体が緊急要望集会—10月26日、衆議院議員会館で

10月26日、障害関係34団体が衆議院第一議員会館 大会議室で緊急要望集会を開き、物価高騰等をにらんだ予算措置と障害福祉サービス等報酬改定の適正検討を求めました。

「急激な物価高騰や賃金上昇を踏まえた予算措置および令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた緊急要望集会」は、司会を日本知的障害者福祉協会 久木元 政策委員会委員長が務め、全国社会就労センター協議会 松村副会長の開会宣言で始まりしました。日本知的障害者福祉協会 井上会長が趣旨を説明、賛同34団体の紹介の後、第212回国会(臨時会)会期中に駆けつけた国会議員60余人(うち本人出席半数)を紹介しました。議員お一人おひとりが障害福祉を支える意気込みを語り、出席団体にエールを送りました。

要望書は全国手をつなぐ育成会連合会 佐々木桃子会長が読み上げ、参議院 衛藤晟一議員に手交しました。34 団体の思いを受け、参議院 衛藤晟一議員（自由民主党）、参議院 山本博司議員（公明党）が、本日 11 月 2 日に決定された政府の新たな経済対策などを引き合いに代表挨拶を述べたのち、出席議員と賛同団体の意見交換となりました。

結びに、日本視覚障害者団体連合の竹下義樹会長が、2 兆円の国家予算はすそ野が広がった結果であると障害福祉関係予算に寄せて挨拶し、決意表明とともに出席議員に継続支援を求め、会を閉じました。

要望の二本柱

(1)障害のある人が安心して暮らすために

急激な物価高騰で厳しい生活状況に追い込まれている障害者、障害者世帯を対象にした、経済的支援を行ってください。

(2)障害福祉サービスがエッセンシャルワークとして機能の維持向上を図るために

障害福祉サービス事業者等に対して物価高騰分及び他産業分野との賃金格差を埋めるため、緊急の経済的な支援を行うとともに、令和6年度の障害福祉サービス報酬改定に際しては、上記の視点を必ず盛り込んでください。また、世の中の物価や給与の動向については毎年報酬に反映できるような仕組みとしてください。

[賛同 34 団体](50 音順)

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、全国肢体不自由児施設運営協議会、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全国児童発達支援協会、全国社会就労センター協議会、全国社会福祉法人経営者協議会、全国重症心身障害児(者)を守る会、全国重症心身障害児(者)を守る会[親の会]、全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会、全国自立生活センター協議会、全国身体障害者施設協議会、全国脊髄損傷者連合会、全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)、全国地域生活支援ネットワーク、全国地域で暮らそうネットワーク、全国知的障害児者生活サポート協会、全国手をつなぐ育成会連合会、全国盲ろう者協会、全日本自閉症支援者協会、全日本ろうあ連盟、DPI 日本会議、日本 ALS 協会、日本筋ジストロフィー協会、日本高次脳機能障害友の会、日本視覚障害者団体連合、日本肢体不自由児協会、日本自閉症協会、日本重症心身障害福祉協会、日本身体障害者団体連合会、日本相談支援専門員協会、日本ダウン症協会、日本知的障害者福祉協会、日本発達障害ネットワーク、バリアフリー映画研究会

2. 【厚生労働省】「合理的配慮の求め」は宿泊拒否できない —改正旅館業法円滑施行の検討会が指針案

「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」（厚生労働省）は 10 月 10 日、本年 7 月以降の検討のとりまとめと、旅館やホテルが宿泊を拒否できる具体例を載せた指針案を公表しました。

今年 6 月に成立・公布された旅館業法等の一部を改正する法律により、改正後の旅館業法では事由により宿泊を拒否できるようになりました。同検討会の検討事項は大きく 3 点、①宿泊者に感染防止対策の協力を求めること、②営業者が宿泊拒否できる事由、③差別防止の徹底、でした。10 日に公表された指針案には、障害があることを理由に宿泊を拒むことは当然できず、また、障害を理由として不当な差別的取り扱いをしてはならないと明記されています。具体的

場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害があることを理由として一律に宿泊拒否を行うことは差別解消法の規定にも反するとし、「合理的配慮の提供と建設的対話は基本的に一体不可分」であるとまとめました。

旅館業法には、「実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの」を繰り返す行為（「特定要求行為」）を理由に宿泊を拒否することができるという規定があります。指針案には特定要求行為に該当しないものの例が明示されており、例示の冒頭に、「宿泊に関して障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合」と記載されました。（7条2項と8条2項は官民ともに合理的配慮を義務化する規定）

政省令案、指針案はパブリックコメントによる意見募集が行われました（10月30日募集終了）。改正法は政令で定められる日（本年12月13日）に施行される予定です。

以下URLより関連情報をチェック

[厚労省 改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35694.html

[e-Gov ポータル] パブリックコメントに付された政省令案、指針案を検索することができます

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

3. 【内閣府】障害者政策委員会 10か月ぶりの開催 新委員長に熊谷晋一郎准教授

10月4日、10か月ぶりに開かれた内閣府の障害者政策委員会で委員の交代がありました。石川准氏後任の新委員長に、熊谷（クマガヤ）晋一郎氏（東京大学先端科学技術研究センター准教授）が、三浦貴子氏後任の委員長代理には、弁護士の加野（カノ）理代氏が選任されました。

同日の委員会は、障害者基本計画（第4次）に基づく令和3～4年度の実施状況報告と質疑で進められ、なかでも、災害時支援や防災対策に最も多くの質問が投げかけられていました。新たな障害者基本計画（第5次計画／令和5[2023]年度から5か年）は、本年3月の閣議決定を経て公表済みです。

なお障害者政策委員会の委員は、所属団体や機関ではなく個人の見識に因り任命され、代理出席は認められていません。ただしやむなく欠席する場合は意見提出をもって代えることができます。また自治体首長（知事や市長）の委員に限り、委員の意見を携えた代理者の出席が認められます。

[内閣府障害者政策委員会] 以下URLのページに当日情報があります

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_76/index.html

障害者基本計画(第5次計画／令和5～9年度)は下記URLより

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html>

4. 【総務省ほか】マイナンバーカード、暗証番号なしに関するお知らせ

国は全国民にマイナンバーカードの普及をめざすと同時に、健康保険証との一体化推奨を継続中です。現行の健康保険証の廃止後（令和6年秋以降）は、新規の健康保険証は発行さ

れません。

本年8月7日付で国が公表した「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について」には、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させたマイナ保険証を保有しない方に、“原則”、加入の医療保険の保険者に申請すれば「資格確認書」を無償交付すると記載があります。

ただし同時に、当面の間、マイナ保険証を保有しないすべての方と、保険者が必要と認められた方には“申請によらず交付”すると方針が示されました。資格確認書の運用等は追って詳細が周知される予定で、厚生労働省保険局所管で詰めが行われています。

また、同マニュアルは“暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付”にも触れています。具体的な申請受付・交付は「令和5年11月頃より開始」と記載がありますが、確認したところ、「11月27日以降に導入を開始する予定」(総務省)で調整中と回答がありました。同マニュアルの更新版(Ver.2)は、マイナンバーカードの顔認証の運用開始に合わせた作成を検討中とのことでした。

【総務省】

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」ver.1

特設ページ「マイナンバー制度とマイナンバーカード」の下方にあります

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

【デジタル庁、厚労省】

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」

・デジタル庁検討会 <https://is.gd/w3lsWO>

・厚生労働省社会保障審議会医療保険部会

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001138478.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001137913.pdf>

[厚生労働省]関連資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

II. その他の関連情報

1. 【内閣、厚生労働省】

10月20日より実施—「年収の壁・支援強化パッケージ」の対応策

内閣総理大臣を本部長とする全世代型社会保障構築本部が先月、9月27日にまとめた「年収の壁・支援強化パッケージ」の対応策が10月20日よりスタートしました。

会社員の配偶者などで、パートやアルバイトをされている方は、年収106万円や130万円など一定以上の収入になると、社会保険料を支払う必要が発生します。長年指摘され続けるいわゆる「年収の壁」は、手取り収入が減ることを避けるために一定水準以上の労働を控えることです。この壁を意識せず働くことができる環境づくりを後押しするための施策が、「年収の壁・支援強化パッケージ」です。新たな助成金メニューの創設など、労働者も事業主も支える対応策が並びました。

[厚生労働省] 以下のURLで特設ページが開きます
「年収の壁・支援強化パッケージ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

2. 【研修・セミナー、イベント紹介】

(1) 「第45回総合リハビリテーション研究大会」(締切間近：11月6日)

日本障害者リハビリテーション協会が、11月10日より2日間、戸山サンライズ(東京都新宿区戸山)で「第45回総合リハビリテーション研究大会ー障害者権利条約と総合リハビリテーション」を開催します。この研究大会は、昨夏、障害者権利条約の締約国審査を受けた日本に対する、国連障害者権利委員会の総括所見や権利条約に、総合リハビリテーションを重ねた場合に見える景色にチャレンジしようという趣旨がおかれています。参加者に権利条約と関連動向を正確に伝え、権利条約と総合リハビリテーションの対話と交流を深める2日間のプログラムです。

期 日：令和5年11月10日(金)、11日(土)

会 場：戸山サンライズ(東京都新宿区富山1-22-1) [周辺図・交通案内はここを開いて表示](#)

参加費：一般3,000円、学生1,000円

申込方法：①ウェブ申し込み(Googleフォーム)、②申込用紙を送信(FAX・電子メール)

※日本作業療法士協会の生涯教育制度ポイント、日本言語聴覚士協会の生涯学習ポイントが付与されます。

プログラムや申込方法の詳細は同協会の特設サイトでご確認ください。

[第45回研究大会] 以下URLより、研究大会の特設サイトにつながります

<https://www.normanet.ne.jp/~rehab/2023/index.html>

(2) 映画上映会

①11月23日(木・祝)東京 『チョコレートな人々』-自主上映会もできます

バリアフリー映画上映会&トークイベントが、東京都内、神田の連合会館で開催されます。映画「チョコレートな人々」を観て、誰もが働ける社会について考えます。

近日の上映会

日 時：令和5年11月23日(木・祝) 13時00分～16時30分

会 場：連合会館203会議室(東京都千代田区神田駿河台3-2-11)

参加費：無料。当日受付で現金払い。(大学院生を除く)学生は無料。

申し込み：必要(ウェブ入力) <https://www.dpi-japan.org/blog/events/chocolate-movie-and-talk-event/>

※電話、電子メールでも申し込みます。

連絡先：[主催] DPI日本会議(ご担当 白井さん、岡部さん)

電話 03-5282-3730 電子メール office@dpi-japan.org

自主上映会

日程を決める前に、必ず問い合わせ先にご確認ください(電子メールまたはFAX)。

[問合せ先] 合同会社 東風 上映会係

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5 丁目 4-1 新宿Qフラットビル 306 号室

電子メール info@tongpoo-films.jp

電話 03-5919-1542 (平日 11:00~18:00)、FAX: 03-5919-1543

[チョコレートな人々] 特設サイト <https://tokaidoc.com/choco/>

②11月26日(日)札幌 『僕とオトウト』 – 自主上映会もできます

知的障害がある弟の生活、弟との関係と自分への問いを、兄である監督が映し出した映画『僕とオトウト』の上映会が、11月26日に北海道で開かれます。

参加費 500 円を払えば、映画上映だけでなく、学会の学術大会すべてのプログラムに参加することができます。また、DVD や Blu-ray を借りて自主上映会を開くこともできます。

近日の上映会

「第 13 回北海道口腔保健学会学術集会」のプログラムの一部として開催されます。

日 時：令和 5 年 11 月 26 日(日) 受付 9 時 00 分より

開 演：9 時 30 分、上映時間は 48 分間 ※終了後 11 時 00 分まで監督の挨拶とトーク

会 場：北海道大学 学術交流会館 第 1 会議室 (札幌市中央区北 8 条西 5 丁目)

参加費：500 円。当日受付で現金払い。(大学院生を除く) 学生は無料

申し込み：不要

自主上映会

・本編上映

『僕とオトウト』上映委員会が、上映会用 DVD または Blu-ray を貸し出します【要返却】。

DVD/Blu-ray (48 分、日本語)。上映料は、1 日 1 回 税込 30,000 円。

・監督講演

講演料 税込 30,000 円 ((交通費・宿泊費別) で相談可能。

[[『僕とオトウト]] 以下の URL より詳しい情報を入手することができます

公式サイト <https://boku-to-otouto.com/>

自主上映情報(申し込みなど) https://boku-to-otouto.com/film_rental

3. 【事業助成・研究助成】

(1) 清水基金「国内研修事業」参加者募集 (申込締切：11月16日)

清水資金は、社会福祉法人・NPO 法人に所属し障害福祉サービス等に従事している方を対象に、障害福祉に関する研修を通じてわが国の障害福祉の発展に寄与することを目的とする事業を行っています。

①期間：令和 6 年 2 月 16 日(金)~17 日(土)、宿泊型 (1 泊 2 日)

②場所：A P 市ヶ谷 (東京都千代田区)

③目的：障害福祉に関する研修を通じてわが国の障害福祉の発展に寄与すること

- ④概要：障害理解、権利擁護などの学習と支援力向上、リーダー養成
- ⑤対象：社会福祉法人、NPO 法人で障害福祉サービスに従事する実務経験 3 年以上の者、おおむね 40 歳まで
- ⑥定員：24 人程度
- ⑦費用：受講料、交通費、宿泊費などを同基金が負担
- ⑧申込：同基金のサイトより申込書類を入手、申込期間は 10 月 10 日～11 月 16 日

[清水基金] 以下の URL より応募要領や申請様式を入手できます

https://www.shimizu-kikin.or.jp/about_business/domestic/

(2) 車両競技公益資金記念財団（応募締切：11 月 30 日必着）

公益財団法人車両競技公益資金記念財団が令和 5 年度の助成先を募集中です。

- ①助成対象：障害者支援施設を所有し運営する社会福祉法人。
老朽化施設等の補修改善工事等に係る費用の一部。
- ②助成件数・金額：750 万円を上限。
- ③応募締切・方法：令和 5 年 11 月 30 日(木)必着。郵送。
- ④決定通知：令和 6 年 2 月下旬に郵送で通知。

[車両競技公益資金記念財団] 以下の URL で詳細をご確認ください

<https://www.vecof.or.jp/post-2494/>

※生活介護事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助(グループホーム)は、過去に助成実績があります。詳細は同財団にお問い合わせください。

(3) 日本社会福祉弘済会（応募締切：12 月 15 日）

社会福祉の向上をめざした“研修事業”や“研究事業”に助成することで、豊かな福祉社会の実現に寄与することを目的とした助成です。

- ①対象事業：2024 年度中に実施される研修・研究事業

ア) 研修事業

- ・福祉施設職員等が幅広い視野と専門性を持って福祉サービスの支援業務向上に携わるために実習する研修事業
- ・地域住民等を対象に、福祉サービスのあり方や専門的知識・技能の習得などをテーマとして開催される集合研修事業（研修会、セミナー、講演会など）
※対象経費…講師謝金・交通費・宿泊費・会場費・報告書作成費

イ) 研究事業

- ・福祉サービスの向上等を目的とした先駆性ある事業の実践を通して行われる研究事業
- ・社会福祉関係者の専門性の向上、現任訓練の方法や体系、また就労、福利厚生などをテーマとする調査研究事業
※対象経費…研究事業費・調査経費・謝金・原稿料・報告書作成費

- ②助成金額：1 件（団体）50 万円上限（助成対象経費合計の 80%以内）。
助成総額 2,000 万円以内。

③申請条件：社会福祉事業や福祉施設の運営、福祉活動などを目的とする社会福祉法人、福祉施設、福祉団体など。

※法人格のない任意団体、グループは、市区町村社会福祉協議会の推薦により申請可

④申請方法：電子メール

[日本社会福祉弘済会] 以下のURLで詳細をご確認ください

<https://www.nisshasai.jp/fukusijyoseijigyo/jyoseiyokou-2023.html>

(4) 洲崎福祉財団（応募締切：12月23日）

洲崎福祉財団は、中長期的視点でより多くの障害児者のQOL向上、社会課題の解決に寄与する事業を対象として助成先を募集中です。助成期間は2年間（または3年間）です。

■助成の始期：令和6年6月

①事業テーマ

A 既存福祉サービスの強化、B 新規福祉サービスの創造

②対象事業

効果や実績が表れるまで1年以上を要し、助成終了後も継続的發展が期待される事業。物品購入や施設工事などを主とする事業は不可。

③対象団体

- ・営利を目的としない法人格を取得している団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）
- ・本店所在地が東日本エリア（愛知県・岐阜県・福井県以東）。

※ 次年度は西日本エリアおよび首都圏を対象

④助成内容

年度総額：1億円（10件程度）。

1件あたりの年間上限金額は、1年目2,000万円、2・3年目 各1,000万円

[洲崎福祉財団] 以下のURLから応募要領や申請様式を入手できます

<https://swf.or.jp/support2/>

【書籍紹介】障害分野記事も毎号一総合専門誌『月刊福祉』（毎月6日刊行、全社協）

福祉の「今」を知りたい方に

変化し続ける社会保障・社会福祉制度、多様な福祉課題。福祉の総合専門誌『月刊福祉』は、最新動向や課題を整理し、実践事例を交えて対応を多角的に紹介します。

毎月6日刊行

B5判、104ページ、1,068円（税込）

全国社会福祉協議会



11月号のラインナップ (抜粋)

- ✓ 特集「デジタルでつながる社会」
 - ・レポートV (インタビュー)
「移動に困難を抱える人の可能性を広げ、社会を変える」
(株式会社オリィ研究所所長 吉藤オリィさん)
- ✓ ウオッチング 2023 (インタビュー)
「障害のある人もない人も 自然に輪に入れる社会に」
(アイドルグループ「仮面女子」メンバー 猪狩ともかさん)
- ✓ 実践マネジメント講座 (寄稿)
PART2. 災害対応・新ステージ「個別避難計画策定の実際ー現場の実践から学ぶ」
(高知県黒潮町社会福祉協議会)
- ✓ ありのままの自分をー当事者の思い (コラム) 吃音当事者の声①
「話したくても言葉が出てこない」
(奈良市社会福祉協議会職員 石井 椋さん)

[全社協福祉の本出版目録] 以下の URL よりウェブ注文画面につながります

<https://www.fukushinohon.gr.jp/book/b10030728.html>

目次と一部コンテンツの試し読みは、以下の URL より

https://binb.bricks.pub/contents/b2c0c3a1-0ef0-4c49-82f3-0ac7cdc5a4b4_1696574229/speed_reader

電話やファクシミリでのご注文は、TEL 049-257-1080 FAX 049-257-3111